

白山市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和3年3月25日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 村 本 一 則

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 (1) いきいき健康課 (含 鶴来保健センター)、
農業振興課 (含 道の駅推進室)、
議会事務局議事調査課、農業委員会事務局
(2) 情報統計課 (含 ICT 活用推進室)、
こども子育て課、観光課 (含 国際交流室)、
ジオパーク・エコパーク推進課、監査委員事務局
- 2 監査実施日 (1) 令和3年1月25日 (月)
(2) 令和3年2月25日 (木)
- 3 監査実施場所 白山市監査委員事務局
- 4 監査対象範囲 (1) 令和2年4月1日から令和2年11月30日までに執行
された所掌事務事業について
(2) 令和2年4月1日から令和2年12月31日までに執行
行された所掌事務事業について
- 5 監査項目
 - ・財務に関する事務の執行状況
 - ・契約に関する事務の執行状況
 - ・財産管理及び施設維持管理状況
 - ・その他必要と認める事項
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭
- 7 監査の着眼点及び実施内容
財務に関する事務等が、関係法令に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。
また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、監査の際に見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を指示したので、記述を省略する。